

監査報告書

令和7年5月19日

学校法人 足立学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 足立学園

監事 加藤 愛一郎

監事 戸松 卓治

私たちは、学校法人足立学園の監事として、旧私立学校法第37条第3項及び学校法人足立学園旧寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人足立学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務の状況、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人足立学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。